

(様式第2-14号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和4年(2022年)12月22日

熊 本 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				熊本市北区植木町地内	無	平成31年度～令和5年度	植木町多面的機能広域協定	長寿命化計画の変更